

欧州統一特許裁判所準備委員会、調停規則を採択

2016 年 2 月 16 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州統一特許裁判所（UPC）の準備委員会は、UPC の調停規則（Rules on Mediation for the UPC）を、法的な検討や他の規則に整合させるための更なる作業が今後生じ得ることを前提として、採択した旨を 2 月 15 日にプレスリリースし、採択された調停規則のテキストを併せて公表した。

本プレスリリースによれば、透明性を確保するため、及び、準備委員会の現在の作業状況をユーザにアップデートするため、本準備委員会の議長は本調停規則のテキストを現状版として公表することに同意した。

UPC 協定では、特許調停・仲裁センターがポルトガル（リスボン）及びスロベニア（リュブリャナ）に設置されること等、調停に関する基本的枠組みについて規定されているところ¹、本調停規則では、調停の申請手続や調停において使用する言語²等、主として調停の手続について定められている。

なお、単一特許・UPC の枠組みは、英国、ドイツ、フランスを含む 13 か国が UPC 協定を批准することで施行されることとなっている。2 月 16 日付の EU 理事会のウェブサイトの情報によれば、現時点における UPC 協定の批准国は、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル、フィンランド（正式批准の完了順に記載）の 9 か国となっている。

— UPC の準備委員会のプレスリリースは、以下参照 —

[Preparatory Committee agree Rules on Mediation](#)

— 採択された UPC の調停規則は、以下参照 —

[Mediation Rules \(PDF\)](#)

— UPC 制度の準備の進ちょく状況に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の料金、更新手数料収入配分、予算・財政に関する規則を採択（2015 年 12 月 22 日）\(PDF\)](#)

¹ UPC 協定第 35 条。

² UPC 調停規則第 10 条(1)(2)によれば、調停において使用する言語について当事者間で合意するよう最善を尽くすこととしながらも、当事者間で合意に至らなかった場合には、欧州特許庁（EPO）によって付与された調停に係る特許で使用された言語を用いることとしている。

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料収入の配分割合を採択
\(2015 年 11 月 20 日\) \(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の手続規則を採択 \(2015 年 10 月 29 日\)
\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所協定の暫定適用に関する議定書に EU の 7 加盟国が署名 \(2015 年 10 月
15 日\) \(PDF\)](#)

[イタリアが欧州単一特許の枠組みに正式に参加 \(2015 年 9 月 30 日\) \(PDF\)](#)

[ポルトガル、欧州統一特許裁判所協定批准のための国内手続を完了 \(2015 年 8 月 23 日\) \(PDF\)](#)

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択 \(2015
年 6 月 25 日\) \(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメン
トを募集開始 \(2015 年 5 月 11 日\) \(PDF\)](#)

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素
案の議論を開始 \(2015 年 3 月 31 日\) \(PDF\)](#)

[ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念
を表明する書簡を公表 \(2015 年 3 月 20 日\) \(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表 \(2014 年 9 月 18 日\)
\(PDF\)](#)

(以上)